

## 経済変動等資金（三菱マヒンドラ農機等対応枠）実施要綱

この要綱は、島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号。以下「融資要綱」という。）の別表に掲げる緊急融資「経済変動等資金」を円滑かつ適正な運用実施を図るために、必要な事項を定めるものとする。

### 第1 資金名

経済変動等資金（三菱マヒンドラ農機等対応枠）

### 第2 融資対象者

#### 【一般保証枠】

- 三菱マヒンドラ農機株式会社、リョーノーファクトリー株式会社、三菱農機販売株式会社（以下、三菱マヒンドラ農機等とする）の事業活動の制限により、以下の要件を満たす中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人
- 三菱マヒンドラ農機等との取引関係（間接的な取引の連鎖の関係にある場合を含む。）にあって、その取引規模が月商の5%以上であり、かつ、当該事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高等の減少率の実績が前年同月比5%以上であり、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同期比5%以上であること

#### 【セーフティネット保証2号対応枠】

- 三菱マヒンドラ農機等の事業活動の制限により、以下の要件を満たし、中小企業信用保険法 第2条第5項第2号の規定による認定を受けた中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人
- 三菱マヒンドラ農機等と直接取引を行っており、当該事業者の事業活動に20%以上依存し、かつ、当該事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高等の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること

### 第3 市町村認定

融資対象者のうちセーフティネット保証2号対応枠により、融資を受ける場合、本店等（個人事業主は主たる事業所）所在地の市町村からセーフティネット保証2号の認定を受けなければならない。

### 第4 融資条件

融資条件は、下表のとおりとする。

資金使途	設備資金、運転資金、借換資金
融資限度	【一般保証枠】 2億8,000万円 【セーフティネット保証2号対応枠】 一般保証枠とは別枠で2億8,000万円
融資利率	【一般保証枠】 責任共有 年1.45%（固定） 責任共有外 年1.30%（固定）

信用保証料率	<b>【セーフティネット保証2号対応枠】</b> 責任共有外 年1.30% (固定) <b>【一般保証枠】</b> 責任共有 年0.40～1.50% 責任共有外 年0.40～1.70%
融資期間	<b>【セーフティネット保証2号対応枠】</b> 責任共有外 年0.40～0.91% 10年以内
償還方法	1年以内据置き、元金均等月賦
連帯保証人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定による 個人 原則として不要
担保の要否	取扱金融機関又は信用保証協会の決定による
申込先	各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団
取扱金融機関	普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、農協、JFしまね

第5 取扱期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日までに融資実行されたものとする。

第6 審査運用基準

- (1) 融資実行可能額は、本資金の融資残額による。
- (2) 既借入金の借換は、県制度融資の既借入分に限るものとし、責任共有制度の対象（80%保証）となる保証から責任共有制度の対象外（100%保証）となる保証への借換は禁止とする。

第7 資金措置

融資要綱第5条で定める預託金の利率及び協調倍率は、下表のとおりとする。

預託金の利率	年0パーセント	
実質金利（普通銀行）	責任共有 1.705%	責任共有外 1.405%
（信用金庫等）	責任共有 2.105%	責任共有外 1.805%
（信用組合）	責任共有 2.205%	責任共有外 1.905%
協調倍率（普通銀行）	責任共有 6.69倍	責任共有外 13.38倍
（信用金庫等）	責任共有 3.21倍	責任共有外 3.57倍
（信用組合）	責任共有 2.92倍	責任共有外 3.14倍

第8 その他

その他必要な事項は、島根県中小企業制度融資実施要領に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。